

令和5年2月16日(木)

杉戸町建設工事競争入札参加資格者格付要領の制定について

建設工事等競争入札参加資格審査(埼玉県で共同受付を実施)については、2年ごとの名簿更新時に新規・更新受付の資格審査を実施しており、その際、当町では土木工事業及び建築工事業の格付けを行っている。

格付けについては、建設工事の入札における業者指名等に直接影響があり、その方法等について登録事業者等に広く周知する必要があることから、別紙の通り「杉戸町建設工事競争入札参加資格者格付要領」を令和5年3月1日付で施行する。

1. 格付業種及び基準

- 資格審査数値は、経営事項審査総合評定値通知書による総合評定値(申請時)とする。
- 土木工事業、建築工事業以外の業種は、格付を行わないものとする。

(1) 土木工事業	格付	資格審査数値範囲
	Ⓐ	1,000点以上
	A	800点以上1,000点未満
	B	700点以上800点未満
	C	600点以上700点未満
D	600点未満	

(2) 建築工事業	格付	資格審査数値範囲
	Ⓐ	1,150点以上
	A	900点以上1,150点未満
	B	700点以上900点未満
	C	700点未満
-	-	

2. 町内業者の特例

町内に本店を有する事業者については、格付を行う業種においてそれぞれ加点する。

項目	点数	
ISO9001認証取得点	10点	最大 40点
ISO14001認証取得点	10点	
建設業労働災害防止協会加入点	10点	
障害者雇用点	10点	